

■論文題目 中華人民共和国の漢語方言を使用したテレビ番組をめぐる政策の研究
 —東南部の事例を中心として—

■氏名 小田 格

〔要約〕

本研究は、中華人民共和国（以下、「中国」という）の漢語方言（以下、「方言」という）を使用したテレビ番組（以下、ラジオ番組も含め「方言番組」という）をめぐる政策の実態を解明することを目的とするものであり、次のような構成（全3編）である。

本研究の構成

第1編 序 論		第1章 本研究の概要	
		第2章 用語の定義及び解説	
		第3章 先行研究	
第2編 本 論	第1部 総 論	第1章 歴史的変遷	
		第2章 現行の関係法令等	
	第2部 事例研究	第1章 広東省	珠江デルタ地区
			潮汕地区
		第2章 福建省	閩南地区
			閩東地区
		第3章 浙江省	
	第4章 江蘇省		
第5章 上海市			
第3編 結 論			

以下、順を追って各章の要点を説明する。

第1編第1章は本研究の概要説明に充て、はじめに言語政策を公共政策の一類型と位置づけ、人文科学と社会科学の協働、理論と実践の架橋を目指した「問題解決型」という基本コンセプトを示すとともに、中国の方言番組をめぐる政策を考察対象とした理由として、同国が言語政策を政府による公的問題の解決に向けた営為と捉え、その手段としての言語法の一大体系を構築していることや、従来本邦では十分に検討されてこなかった方言番組をめぐる事象というテーマの新規性を挙げた。つぎに、本研究の背景となる方言番組をめぐる政策の変遷（後述する第2編第1部第1章参照）を略述したうえで、次のような本研究の意義を述べた。すなわち、本研究では、方言番組をめぐる政策の考察に当たって、多くの法令等を確認・検討することとなるが、この作業は今後の言語政策の実践に多くの示唆を与えるものであるとともに、現在の中国の法治の一断面を描き出すことでもあって、

ここから明らかにされる政策の変容は、法社会学・行政学等の観点からも興味深い事例と思われる。さらに、本研究の内容は、方言という切り口からの視点・情報を供することにより、従前の中国の言語政策研究を補完するとともに、筆者の行った視聴調査の結果を中心として、方言番組の放送状況に関する情報を収集・整理することによって、これまで本邦において手薄であった方言の社会言語学的研究に対して新たな方向性を示すこともできる。そして、歴史的・社会的産物としての方言と、政府が普及政策を実施している標準中国語（以下、原語の「普通話」という）との関係を見つめ直すことは、現在の中国社会のありようを捉えなおす 1 つの契機と考えられ、また方言番組をめぐる政策の具体的事例を検討することは、放送領域を対象とした言語政策研究の進展にも貢献することができるものと認識される。

続く第 1 編第 2 章では、本格的な議論に先立って、本研究において以降頻出する用語の定義・解説を行った。具体的には、「法令等」、「関係機関」、「言語」及び「放送」の 4 つのカテゴリーを設けたうえで、それぞれの基本的な用語を取り上げ、本研究における定義を行い、又は各種資料に基づき解説を加えた。

第 1 編第 3 章は、先行研究のレビューである。前半では、本邦の「言語法に関する先行研究」、「中国の言語政策に関する先行研究」、「中国の漢語方言に関する社会言語学領域の先行研究」及び「放送領域における言語の使用に関する先行研究」という 4 つの領域における従前の研究成果を俯瞰し、関連する諸論考に検討を加えることにより、本研究が複数の領域に跨る巨大な空白を埋める試みであることを明らかにした。また後半では、中国における方言番組の先行研究を概観したうえで、放送関係者による現場の生の声や、法学領域からのクリティカルな指摘など見るべきところも多い一方、方言番組をめぐる政策を主たるテーマとし、この実態を詳述したものは依然として存在しないことを指摘した。

第 2 編の本論は、第 1 部総論と第 2 部事例研究により構成される

議論の起点となる第 2 編第 1 部第 1 章では、建国以来の方言番組をめぐる政策の歴史の変遷を辿り、次のような状況を明らかにした。すなわち、1950 年代に普通話の普及政策が開始された当初、方言番組は特段制限されておらず、またプロレタリア文化大革命の時期もこの状況に大きな変化はなかった。しかし、1980 年代に普通話の普及政策が再開・本格化して以降、方言番組は制限されるようになり、この方針は 1990 年代も一貫して継承された。さらに、2000 年には中華人民共和国国家通用言語文字法（主席令第 37 号）が制定され、普通話は「国家通用言語」の地位を得て、その普及政策も一層強力に進められることとな

った。しかるに、2000年代中盤には、テレビ市場の競争環境の形成を背景に「方言番組ブーム」が起きた。こうした動向に対しては、各種の規制通知が発出されたものの、方言番組は消滅することなく、むしろその後一定の定着を見せたのであった。他方、2010年代に入ると、言語政策の領域において「方言の保護」という新たな潮流が生まれ、これが方言番組にも波及してきた。そして、こうした経緯・経過を踏まえ、2000年代中盤に従前制限されてきたはずの方言番組が増加し、後に定着するようになった要因や、2010年代に見られるようになった「方言の保護」に関する政策と方言番組の関係などの解明を課題として挙げた。

上記のような歴史的変遷を踏まえ、第2編第1部第2章では現行の関係法令等の立法過程、規定内容、公式解説書、新聞報道、学説等を確認・検討した。その結果、中華人民共和国憲法第19条第5項を根拠とする普通話の普及政策の実施方法に関しては、強制力や禁止を伴うものではないと解釈する学説が大半を占めているが、関係法令等を確認してみると、方言番組を制限する色彩が強い内容が少なくないことが分かった。また、中華人民共和国国家通用言語文字法の公式解説等には、方言によるチャンネル及び番組を増加させないという運用の基本方針が打ち出されている一方、方言番組の放送が許可される「特殊」なエリアや状況が存在する旨も示されていた。さらに、2000年代中盤以降に中央の放送部門から発出された方言番組に対する規制通知等は、一見すると言語政策上の観点から策定されたように捉えられるものの、改めてその内実に目を向けてみると、規制対象の選定理由に合理性が見出せない事例や、判断基準が不明瞭な事例、運用が恣意的な事例、同じような注意が繰り返される事例などが認められ、内容面に種々疑問がもたれた。他方、2010年代に策定された言語政策の中長期計画では、「方言の保護」というコンセプトが打ち出されたが、「保護」の意図するところは曖昧であり、同時期に始められた無形文化遺産の保護に関する動向との関連性も明らかでなかった。

こうして見出された諸課題を解消すべく、第2編第2部の事例研究へと移る。事例研究では、東南部4省1直轄市（広東省、福建省、浙江省、江蘇省及び上海市）の方言番組をめぐる政策の枠組みや関連する状況を確認・検討したうえで、これらの作業により得られた情報に基づく考察を行った。上記の各行政区は、南方方言区において使用人口の多い3方言、すなわち粵方言、閩方言及び呉方言の主な使用地域であり、それぞれの事例を取り上げることによって、北方方言を基礎とする普通話とは系統を異にする代表的な諸方言が放送領域においていかに使用されており、またそれらに関する政策がどのようなになってい

のかを明らかにすることができると考えた。なお、各行政区の関係法令等や方言番組の放送状況、これらに関する資料には一定の相違があり、それゆえ自ずと取り扱う事象にも差異が生じることから、それぞれの内容を説明するのに適した順序も異なってくるが、いずれの章も基本的に①当該行政区の政策の枠組み、②方言番組をめぐる状況、③考察という要素を包含するようにした。

事例研究の序開きとなる第2編第2部第1章は、中国にあつて方言放送の「特区」と形容すべき広東省を考察対象に選んだ。最初に、全省レベルの政策枠組みを概観し、中華人民共和国国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令の制定が難航したことや、当初法案に盛り込まれていた方言放送の総量に係る条文が削除されたことを明らかにした。また、1990年代から2000年代にかけて方言放送を規制する文書が2度に亘って発出されてきたことも指摘した。そして、具体的な事例として、同省中央部の珠江デルタ地区及び東部の潮汕地区を取り上げた。

まず、珠江デルタ地区に関しては、1980年代に香港のテレビ放送との競争という特殊な状況から地元局に広東語の使用が許可され、「特区」というべき環境が形成されたことが判明した。また、上記の通り、1990年代以降、方言放送の規制する文書が発出されてきたが、その大半は実現・遵守されてこなかったことも分かった。そして、従前の経緯や市場の現況に鑑みれば、当該エリアでの広東語テレビ放送に対する急激かつ大幅な規制の発動は想定しがたく、「特区」というべき状態は当面維持されるものと判断される。

つぎに、潮汕地区に関しては、各市級テレビ局で潮州語番組が比較的盛んに放送されており、珠江デルタ地区と同様に方言放送の「特区」と形容すべき状況にあることが明らかになった。この要因としては、広東語を使用した香港のテレビ放送及び広東電視台珠江チャンネルの上陸に伴う競争環境の形成や省内の勢力均衡への配慮などが考えられる。また、従前の状況を踏まえれば、同地区における潮州語テレビ放送に対する大幅な規制の発動、そして市場構造や住民構成の急激な転換は想定しがたく、それゆえ「特区」というべき状態も継続していくことが見込まれる。

このような2つの地区の考察を経て、最後に改めて全省レベルの政策枠組みに関する総合的な検討を行った。すなわち、中華人民共和国国家通用言語文字法の施行規則に該当する法令の制定プロセスが停滞した件に関しては、広東省人民代表大会常務委員会と、提案者の言語政策部門等との間に大きな意見の隔たりがあり、最後までそれを埋めることができなかったことが窺われ、草案策定の動向からすれば、議論の争点となったのは報道機関

及び公的サービスに関する業界に關係する内容だったと推察される。また、方言放送の総量に係る条文の削除に関しては、広東省の放送部門及び放送局からの反発と、他の行政区への配慮という2つの異なる系統の理由が考えられ、さらに2010年に広州市で発生した「撐粵語行動（広東語を支える運動）」が影響を生じさせた可能性も指摘される。そして、2度に亘って方言放送を規制する行政文書が発出された背景には、中央の言語政策部門により取りまとめられた報告書にて方言放送の制限と普通話放送の増加が求められていたことが認められた。しかしながら、同省において方言番組を制限するというルールが多くは遵守されず、さらに中央の放送部門は2000年代に入ってから珠江デルタ一帯に方言放送を主体としたチャンネルの開設を許可してきたのであった。

第2編第2部第2章では、海峡を隔てて台湾と向かい合う福建省の事例を考察した。同省は広東省とは異なり方言による放送は従来それほど盛んではなかったが、こうした状況は2000年代に入って一変し、ラジオ局及びテレビ局に方言放送専門チャンネルが次々に開設されることとなった。先行研究などは、こうした措置が対台湾政策の一環であることを指摘しているが、全省レベルの政策枠組みを確認してみても、関係法令に台湾との各種交流で方言の使用を許容する特例条項が用意されているなど、他所に類を見ない独特な環境が形成されていた。かかる状況を踏まえ、具体的な方言番組をめぐる政策の実状を明らかにすべく、特に台湾との繋がりが深い同省南部の閩南地区及び東部の閩東地区の事例に焦点を当てた。

閩南地区に関しては、有形・無形文化遺産及び自然遺産を総合的に保護することを目的とし、かつまた対台湾政策の使命も帯びた「閩南文化生態保護区」に指定されており、ここでは閩南語による放送がテレビ局に要請・奨励されている。さらに、こうした環境のなかで、実際に当該地区には閩南語放送専門の泉州電視台閩南語チャンネルや、閩南語放送を主体とする廈門電視台衛星チャンネルが設置されている。このように当該地区においては、全省レベルの関係法令も含め閩南語テレビ放送の実施が可能となるような政策の枠組みが整備され、のみならず現実に施策もなされており、これは中国国内の原則と大きく異なる措置というべきである。そして、この特例措置は対台湾政策下における政治的産物であり、これが当初講じられた背景には、陳水扁政権による脱中国化政策の存在が認められた。しかし他方で、政策誘導型の閩南語テレビ放送実施は視聴者の需要・支持を伴っておらず、しかも公的な財政支援もなされていないことから、各テレビ局は苦境に立たされており、かような状況の打開が今後一層の政策実現を図る場合の課題と見られる。

一方、閩東地区に関しては、閩南地区のように国レベルの特別な制度の適用を受けてはいないが、方言を無形文化遺産として取り扱う法令等が存在している。また、放送局の動向に視点を切り替えると、当該地区の福州人民広播電台には閩東語放送専門の左海之声チャンネルが存在しているが、中央の放送部門は福州電視台に閩東語チャンネルの開設を許可しなかった。この事例からすると、方言放送専門チャンネルの開設許可に係る基準は二重となっており、テレビの方がラジオよりも審査が厳格であることが指摘される。しかし、福州電視台は、その後方向転換を図り、徐々に閩東語番組を充実・拡張させる形で、既存の生活チャンネルの実質的な方言放送専門チャンネル化を実現していったのであった。

以上のような2つの地区の考察を通じて明らかになってきた点は、台湾との関係性の程度や、当該方言の使用人口の多寡、ラジオとテレビというメディアの違いなどにより、方言番組の取扱いに差異が見られるということである。そして、福建省に関して今後注目すべき点としては、方言を保護する条例の制定に向けた動向が挙げられる。同省における方言の使用や保護に関しては、対台湾政策とも関係を有し、また放送領域も含めて他省とは異なる取扱いが認められる。したがって、仮にもそうした方言番組に関する特例的な規定を含んだ条例が制定されたならば、方言の保護に関する施策が全国的に展開されつつあるなかで、他省に少なからず影響を与える可能性も指摘される。

第2編第2部第3章では、さらに北上して長江デルタにフィールドを移し、浙江省の事例を取り上げた。同省は2000年代中盤の方言番組ブームを牽引した地の1つであり、2004年の「阿六頭節新聞（阿六頭がニュースを語る）」（杭州電視台）の成功以降、各地で方言番組の放送が相次いだ。こうした状況に対しては、同省の放送部門が2005年と2007年の2度に亘り独自の規制通知を発出して取締りに乗り出す事態に発展した。そこで、本研究では、この新旧の規制通知を軸として、同省の方言番組をめぐる政策を確認・検討することとした。

その結果判明した事実は、次の通りである。すなわち、浙江省の放送部門は方言番組の勃興に対して、2005年の旧通知をもって規制に臨んだが、この措置は従来グレーゾーンであった方言番組の開設に係る行政許可を設定し、その条件を明文化した点で画期的なことであった。しかし、方言番組が勢いを増すなかで、当局の統制は十分に機能せず、ひいては無許可放送が氾濫する状況さえも認められるようになり、事実上、旧通知による規制は失敗に終わった。また、2年後に再度発出された現行通知は、現状を追認する形で実質的に規制を緩和しており、現在はこの緩やかな運用の下、方言番組は独自の生態系を保ってい

る。そして、こうした浙江省における方言番組の取扱いは、中華人民共和国国家通用言語文字法の所期の運用方針から大きくかけ離れたものと解される。

第2編第2部第4章では、同じく長江デルタに位置する江蘇省の事例を考察した。同省においても、2004年以降に方言番組が各地で放送されるようになったが、これは隣接する浙江省の影響を受けた動きと見られる。こうした状況に対しては、やはり隣省と同様、2006年に省レベルの放送部門から独自の規制通知が発出されることとなった。ところが、その7年後となる2013年に、今度は一転して言語政策の中長期計画に「方言の保護」を図るために方言番組を活用するという記述が盛り込まれた。さらに、2017年末には、省内の蘇州市でまた新たに方言番組に係る規定を含んだ条例が制定されたのであった。

このように江蘇省では、方言番組に対する規制を目的とした通知と、方言番組を方言の保護に活用することを計画した文書や法令とが同居した状態となっており、これらがどのような関係・位置付けとなっているのかを検証すべく、それぞれの運用状況に検討を加えていった。これにより明らかになったことは、次の通りである。すなわち、第1に、同省にあっては、規制通知が発出されたという外観こそ浙江省と似通っていたものの、その内実は大きく異なるものであった。具体的には、江蘇省においては、規制通知が出された後に南部の呉方言圏を中心として方言番組が漸増することとなり、当該エリアでは経年的に放送量が規定を超過した状態すら認められ、すでに通知は数量規制の機能を果たしていないに等しい状況であった。そして、かかる状態に鑑みれば、同省の規制通知は、従前グレーゾーンであった方言番組を、所定の手続きさえ踏めば放送可能なものとし、その事実を広く周知した効果の方が、結果的に本来期待されるべき数量制限の効果よりも大きかったものと思われる。第2に、言語政策の中長期計画が方言番組を方言の保護に活用する方針を打ち出して以降、江蘇電視台がその趣旨を踏まえた新しいタイプの方言番組を放送するようになったことが確認された。他方、関連報道からは、方言の保護の目的が方言文化の保存・周知にあり、方言が社会で広く使われることを目指している訳ではないという言語政策部門の見解が垣間見られた。このような考え方に立脚すれば、方言番組に対する規制と「方言の保護」という方針は確かに矛盾するものではない。第3に、蘇州市にあっては、上記のような言語政策部門の見解に反する形で、政府に対して方言の普及推進の支援政策を策定するよう義務付け、また方言番組の開設を奨励する内容を含んだ条例が制定されることとなったが、この背景には、近年、同市の人民代表大会や政治協商会議において、方言の保護を求める提案が相次いで出されてきたことが認められた。

事例研究の終着地点に位置づけられる第2編第2部第5章では、中国を代表する国際的大都市であり、また南方方言区で唯一の直轄市でもある上海市の上海語テレビ番組をめぐる政策の実態解明に取り組み、次のような成果を得た。すなわち、同市では、近隣の浙江省及び江蘇省とは異なり、1980年代から上海語テレビ番組が存在し、他所に先駆けてテレビ市場の競争が高まりつつあった1990年代中盤には上海語によるドラマ「孽債（罪深き借り）」（上海電視台）が放送され一世を風靡した。しかし、その派手な成功ゆえに、続く上海語ドラマは当局の規制により放送中止に追い込まれてしまい、以来今日に至るまで上海語テレビ番組は不安定な状態が続いてきた。現在、同市の言語政策部門は、すでに市内で普通話が高次に普及しているという認識を示しており、こうした状況の変化に伴って「多言語多方言」といった新たな政策理念も示されるようになってきたが、他の行政区に対する影響や放送局を取り巻く環境等からするならば、上海語テレビ番組が直ちに増加・拡大するというビジョンは想定しがたい。ただし、今後の中国の言語政策を展望するうえで、時代の先端を行く同市の動向は重要な意味を有するものと捉えられ、引き続き注視していく必要があるだろう。

本研究を総括する第3編では、以上のような第2編までの内容を総合的に考察したうえで、次のような結論を導き出した。すなわち、2000年代には、テレビの市場化や行政法制の整備など各種の社会変化が相互に影響しあうことにより政策が変容し、それまで原則不可とされてきた方言番組が一定程度許容されるようになった。この政策の変容に関しては、行政機関の——言語政策部門と放送部門との——間に普通話の普及政策に対する意識の温度差が存在していたこともまたその要因の1つとして挙げることができる。さらに、現在、方言番組をめぐる政策は、近年の「方言の保護」を取り巻く混沌とした潮流のなかで、また新たな変容を起こしつつある可能性が指摘される。そして、こうした状況からは、言語法の適切な運用に関する周知を徹底する必要性や、社会の動向や関連領域の諸政策を俯瞰することの重要性、異なる領域の部門が連携・協力する際の困難性など、今後の言語政策実務に対する示唆を得ることができたものと思われる。

最後に、今後の課題として、関係法令等の制定・改廃、関連領域の諸政策、方言番組の放送状況、東南部4省1直轄市以外の行政区などの事例・動向を引き続き把握・分析することに加えて、政策当局や放送局の関係者に対するインタビューやアンケート等の実施を挙げた。